

速報第3655号 R5.6.7発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	5年 文教委員会 6月6日	質 問 者	広田 まゆみ 委員 民主・道民連合 (札幌市白石区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 こども基本法を契機とした自然環境を活かした幼児教育の推進について</p> <p>(一) 自然環境を活かした幼児教育の推進について 新しく改訂された北海道幼児教育振興基本方針において、幼児教育の意義に関し、非認知能力や体力向上、そして、自然の中での遊びや外遊びなど、子どもの頃に豊かな体験活動を経験した子どもは自己肯定感が高い傾向が見られるという調査結果などにも、言及をしたこの幼児教育振興基本方針、私としても大変評価をしているところであります。</p> <p>一方、幼児教育振興基本方針の中で、幼小連携・接続の取組のためには、いわゆる公私、公、私の別や幼稚園、こども園、保育園、施設類型にかかわらず、幼児教育施設と小学校などの一層の連携・接続が必要と書かれておりますが、私としては、幼小連携のためにも、あるいは幼小連携だけではなく、自然の中での子どもたちが、年代を超えて、遊びや外遊びなどを推奨していく、そこに関しても、公私の別や施設の類型にかかわらず、その必要性や意義が、幼児教育振興基本方針に記載をされたエビデンスなども含めて、幼児教育・保育の現場、そして保護者の皆さんにもより浸透する必要があると考えております。</p> <p>今後、道として幼児教育振興基本方針に掲げられた「すべての道民の皆さんが、幼児教育の重要性や意義を理解し、共有する社会の実現」、このために、具体的にどのように取組を展開していく考えか伺いたいと思います。</p> <p>私としては、北海道においてその取組を推進するためにも、すでに長野県などで導入している自然保育制度の導入検討なども含めて、具体的なテーマで議論を開始することが意義の浸透のためにも大変効果的であると考えますが、教育庁として、自然保育制度の導入の検討の必要性について、どのように認識をしているか伺います。</p> <p>また先進他県の状況をどのように把握されているか伺います。</p> <p>(意見) 今、他府県の事例の収集把握ということでより一層、早急に進めていただきたいと思います。</p>	<p>(義務教育課幼児教育推進センター長)</p> <p>幼児教育の推進についてであります。全ての道民が、幼児教育の重要性や幼小連携・接続の意義を理解し、共有する社会の実現に向けては、道内の各地域において、振興局・教育局及び市町村首長部局と教育委員会などで構成する「管内幼児教育振興ネットワーク会議」の中で、幼児教育振興基本方針に掲げる幼児教育の充実に向けた基本的な方向性について関係者間で広く共有を図ることとしております。</p> <p>また、自然を生かした保育の充実につきましては、幼児教育推進センターと幼児教育関係団体とで構成する「北海道幼児教育推進協議会」において、北海道の豊かな自然環境を活用した体験活動や、他府県における自然を生かした保育の取組などについて協議することとしており、このため、知事部局とも連携し、自然を生かした保育に関わるフォーラム等の参加機会を活用しながら、事例の収集、把握に努めております。</p>	義務教育課		
<p>(二) 北海道の幼児教育施設等における自然の中での遊びや外遊び等の現状について</p> <p>北海道においては、8年ぐらいこのテーマで議論を議会でも重ねさせていただいているんですけども、制度、道としての制度の検討は遅れていますが、一方、個別の自治体や幼稚園などでは、全国からも注目されるような実践が実は進んでいるという現状にあります。</p> <p>ところが、実際に幼児教育の専門家の方々にさえ、森のようちえんというものの定義だとか意義だとかあるいは自然保育っていう概念が、きちんと浸透してないということとは、北海道の価値を今の知事も大変選挙期間中、価値、価値って言うてましたけれど、どんな価値なのかちょっと分かりませぬけれども、その北海道の価値をしっかりと道内外に打ち出していくっていう意味でも、それは非常にもったいないことなんじゃないかと思えます。</p> <p>先ほど申し上げましたように、個別の自治体幼稚園などでは、すでに実践が進んでいますから、現場の皆さんにとって、何か新しい自然保育をやれということではなくて、すでに日常で、苦労されてる幼児教育や保育の活動に新しく名前を付けるというか価値を再認識して、光を当てていくという作業になると私は思っております。</p> <p>例えば、長野県で行われてる自然保育制度、例にとりますと、特任型と言われる、いわゆるお父さんお母さんたちが、園舎を持たずにやる自主保育型のいわゆる森のようちえんに関しては、県の独自の認証により、幼児教育の無償化の対象になるという、これまでそういうことを草の根で頑張ってきた現場</p>	<p>(義務教育課幼児教育推進センター長)</p> <p>幼児教育の在り方等についてであります。幼児教育振興基本方針では、幼児期において、子どもたち一人一人が、北海道の豊かな自然環境を活用した体験活動や遊びを通して、健やかに育成されることを目指しております。</p> <p>このため道教委では、道内の幼児教育施設における自然を生かした保育の在り方について、知事部局とも連携し、各幼児教育施設の状況を十分踏まえた上で研究する必要があると考えております。</p> <p>また、自然を生かした遊びにつきましては、国の「幼稚園教育要領」で、「幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさなどに直接触れる体験を通して、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力が培われる」と示されておりますことから、これまでも、指導主事の学校訪問等において、外遊びの環境の実情等を把握しているところであり、今後も継続して状況の把握に努め、必要に応じて指導助言してまいります。</p>	義務教育課		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>の皆さんへの支援になりました。 道では今そういうことがされてないですね。 幼児教育の無償化の対象から残念ながら落ちている、そういう現状にあります。 また、普及型と言われるのは、いわゆる普通の幼稚園で、例えば週何時間かの体験活動も、認証の対象になってるわけですが、そこでの効果っていうのは、これまで子ども達の体験活動、こういう新しい活動をやりたかったんだけど、県がきちんと自然保育制度ということをちゃんと提唱して体系として確立したことによって、理事長さんや園長先生に、提案しづらかったそういう現場の職員が、この自然保育制度を提案することができるようになったなど、またあるいは、やらされ感のあった、いわゆるお散歩も、県がちゃんと自然保育っていう概念をきちんと明確にしていくことによって、鳥の名前を調べて子どもたちに伝えようとか、虫だとか、そこで花を調べて伝えようというモチベーションが上がったという現場の声を伺いました。 幼児教育保育関係の方々の働き手の不足や労働条件の改善というのは、もちろん急務でありまして、そこはしっかり議会としても、これまでも議論してきましたけれども、機械ではない私たち人間にとって、モチベーションが上がるというのは働く上でも大変重要なことだと思います。 長野県や鳥取県などでも、最初は首都圏などからの子育て世代の移住促進の柱として、この自然保育の制度を作ったり、首都圏で説明会を開催したそうですが、自然保育という例えば幼児教育保育の現場に憧れてそこで働きたいという、保育・幼児教育の働き手の移住が増えたことは、予期せぬ成功であったと、県の担当者からもお話を伺いました。 長くなって恐縮ですが、子どもたちが外に出ていくという、それが前提になりましたから、危ないから外出しないではなくて、子どもたちが通る、遊べる環境はどうあるべきかというマップ作りだとか道づくりだとか、まちづくりにも繋がってきたという報告があります。 これこそ、今文科省が目指している地域に開かれた学校の一つの表れ方、教育の表れ方ではないかというふうに思います。 こうして、子どもを真ん中に置くことで、町の未来の姿が変わっていくってことこそが、今これから議論されていく、こども基本法の重要な視点ではないかと私は考えております。 改めて、自然保育など、北海道らしい子育て環境のあり方について、より具体的方向性を明確に議論をされる。 そしてそれに伴う認証や支援制度などを、道として設けることの必要性について伺いたいと思います。 併せて、道として、先ほどもお話したように、道内での現場の実践は進んでいるんです。 北海道の資源でもある子どもの自然の中での遊びや外遊びに関し、全道の幼児教育施設における実施状況をどのように把握しているのか伺います。 今後の調査の必要性などの認識も含めて、現時点での見解をお願いします。</p> <p>(指摘) 今後とも、こども政策、今、大きく動いていきますから知事部局とも連携し、道内の幼児教育施設におけるその自然を生かした保育のあり方、幼児教育のあり方についても研究する必要があるということでした。 おそらく今、公立の幼稚園については、学校訪問などにおいて、その状況把握されてると思いますけれども、幼児教育実態調査を幅広く公私の別なく、毎年実施をされているということですので、遊び、外遊びの意義だとかの浸透も含めてですね、道としてしっかり把握していく必要があるということをお指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>(三) 幼児教育推進センターの意義や役割について こども家庭庁が設置され、道においても本格議論がスタートすると期待をしています。</p>	<p>(学校教育監) 幼児教育推進センターについてでございますが、北海道幼児教育推進センターは、令和元年6月に設置を</p>	<p>義務教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>幼児教育推進センターは、先ほども何回か答弁の中でも、管内幼児教育振興ネットワーク会議ですとか幼児教育推進協議会というお話を紹介されていましたが、幼児教育推進センターは、公立幼稚園を所管する道教委、私立幼稚園を所管する総務部、保育所等を所管する保健福祉部で構成され、まさに公私の別や施設種の違いにかかわらず、幼児教育の充実・推進を図るための拠点として設置をされており、私としては幼児教育推進センターこそが、いわゆる大人の事情や前例ではなく子どもを真ん中にした議論の先導的な役割を果たすべきものと期待しているということは前回の改選前の定例会の予算特別委員会でもお話をさせていただいたところです。</p> <p>まず、これまでの幼児教育推進センターが果たしてきた実績、取組などを具体的に何うとともに、今後、こども基本法を踏まえた議論が進んでいく際に、その意義や役割をどのように認識しているのか伺いたいと思います。</p> <p>併せて、今回、組織機構上は、今まで独立をしていた幼児教育推進センターが、義務教育課内に位置付けられたということで、私としてはこの幼児教育推進センターが計画を作って終わりではなく、この幼児教育振興基本方針は作った後の方が大事なわけですから、よりその役割などが強化されるべきものと期待をしていたところです。</p> <p>今回の組織改正の意図を確認するとともに、これまでの幼児教育推進センターが果たしてきた役割が損なわれることがないのか伺いたいと思います。</p> <p>そして、むしろ調査研究や現場の人材育成のための研修事業なども含めて、より一層の機能強化が求められると考えますが、見解を伺います。</p>	<p>し、これまで、有識者等で構成する幼児教育推進協議会の開催や保育者等への研修の実施、幼児教育に関する経験豊富な相談員の派遣などを行うほか、幼児教育関係団体等との連携及び協働体制の構築に取り組んでまいりました。</p> <p>また、こども基本法においては、全てのこどもの健全やかな成長と発達の基本理念とされており、このため、幼児教育推進センターでは、「教育の始まり」としての幼児教育の意義が社会的に共有され、全ての地域において、各教育主体が子どもを中心に組織的につながる幼児期からの学びの基盤が充実するよう役割を果たすことが重要と考えております。</p> <p>また、この度の組織機構改正については、幼小連携・接続の取組をこれまで以上に充実させる必要があるとの考え方の下、幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続の一層の推進に向け、小学校教育を所掌する義務教育課内に幼児教育推進センターを設置することいたしました。</p> <p>今後においては、小学校や市町村職員の合同研修の機会の充実や、幼児教育施設と小学校等との連携・接続を推進する人材の育成などを通して、幼児教育の一層の質の向上に努めてまいります。</p>	